

会議録

第3回 和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻	令和3年2月1日（月）午後1時30分		
開催場所	和光市役所議会棟 全員協議会室		
開催時刻	午後1時30分	閉会時刻	午後3時00分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部長	川辺 聰
金子 正義		長寿あんしん課長	田中 克則
山口 はるみ		長寿あんしん課長補佐	上原 弘之
雲崎 恵美子		健康保険医療課長補佐	森谷 聰子
大西 康之		健康保険医療課保険料年金担当	
星谷 光市郎		統括主査	柳下 真美
宮永 美都		地域支援事業担当	
藤井 充		統括主査	堀江 和美
平井 藍		長寿あんしん課長寿支援担当	
松根 洋右		主査	小林 真代
木暮 晃治		長寿あんしん課介護保険担当	
柳田 司		主事	松田 まどか
欠席委員			
森田 圭子			
岩崎 郁人			
深野 正美			
備考	傍聴者 なし		
会議録作成者氏名		松田 まどか	

会議内容

上原課長補佐

本日は、お忙しい中、委員の皆様につきましてはご出席いただきまして誠にありがとうございます。まず本日の資料の確認をさせていただきます。

《事前》配布資料

- ①会議資料 No.1-1 令和2年度介護保険特別会計3月補正予算要旨
- ②会議資料 No.1-2 令和2年度介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- ③会議資料 No.1-3 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出予算執行状況
- ④会議資料 No.1-4 令和2年度介護保険特別会計3月補正予算財源充当
- ⑤会議資料 No.1-5 令和2年度介護保険給付費準備基金積立及び取り崩しの状況
- ⑥会議資料 No.2 和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- ⑦会議資料 No.3-1 令和3年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）
- ⑧会議資料 No.3-2 令和3年度介護保険特別会計歳入歳出予算執行状況
- ⑨会議資料 No.3-3 令和3年度介護給付費執行見込
- ⑩会議資料 No.3-4 令和3年度和光市介護保険特別会計国庫負担金等積算
- ⑪会議資料 No.3-5 令和2年度介護保険給付費準備基金積立及び取り崩しの状況
- ⑫会議資料 No.4 和光市長寿あんしんプラン（案）

《当日》配布資料

- ①会議次第
(当日差し替え)
- ②会議資料 No.2 和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- ③会議資料 No.1-1 令和2年度介護保険特別会計3月補正予算要旨
- ④会議資料 No.3-5 令和2年度介護保険給付費準備基金積立及び取り崩しの状況

資料に不足のある方は挙手をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、川辺保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

川辺保健福祉部長

本日は大変お忙しい中、また新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発出されている中での開催となりましたが、令和2年度第3回和光市介護保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

令和3年度からの第8期和光市介護保険事業計画について、また、令和3年度当初予算についてご審議いただくこととなっております。皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

上原課長補佐	続きまして、運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、川辺保健福祉部長が代理で行います。
	(「諮問書」を読み上げ会長に渡す。)
上原課長補佐	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、令和2年度第3回和光市介護保険運営協議会を開会します。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
上原課長補佐	本日の出席委員は、委員15名中12名です。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、雲崎委員、大西委員、議事録の署名をお願いします。 それでは、議事に入ります。
	市長からの諮問に基づき、諮問事項1「令和2年度和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）」を、事務局から説明をお願いします。
松田主事	それでは諮問事項1 令和2年度和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について説明いたします。 本日差し替えでお配りした資料のNo.1-1「3月補正予算要旨」をご覧下さい。今回の補正内容は主に新型コロナウイルスによる歳出の減額補正と介護給付費準備基金運用利子の確定に伴う増額補正です。 歳出をご覧ください。 保険給付費は地域密着型介護サービス保険給付業務で1,416万5千円の減額補正を行います。地域密着型通所介護及び看護小規模多機能型居宅介護の4～7月サービスの月あたりの回数が約半数に減少していることから、新型コロナウイルスの影響によるものと考えております。 続いて、市町村特別給付費の食の自立・栄養改善で420万5千円の減額補正を行います。こちらはサービス受給者が1月あたり63人で見込んで予算計上しておりましたが、実績平均43人に留まりました。こちらは、今年度、ケアプラ

ン及びアセスメントチェックの徹底といった介護予防ケアマネジメントの強化を行ったことにより栄養改善が進んだことによる結果だと考えております。

続いて、地域支援事業費です。新型コロナウイルスの影響で4～6月の介護予防事業の中止に伴い、不要となった委託料の減額補正を行います。

続いて、保健福祉事業費では、極楽湯等の浴場施設利用券の減額補正を行います。こちらもやはり新型コロナウイルスの影響で昨年度実績では月平均519件のところ、今年度は12月末時点では271件と約半分となっているため、減額いたします。

最後に、基金積立金ですが、これまで説明しました歳出の減額補正に伴い、余剰となった第1号被保険者の保険料を介護保険給付費準備基金として積み立てるため、増額補正いたします。

続きまして、歳入についてです。

歳出の減額に伴い、連動して国・県・社会保険診療報酬支払基金・一般会計繰入金を減額補正いたします。それぞれの割合は2ページ目の円グラフに記載をしております。

続いて、2ページ目上から3行目の諸収入、介護給付費準備基金運用利子についてです。こちらは介護給付費準備基金にかかる運用利子が3万2千円と確定いたしましたので、増額するものです。介護給付費準備基金は介護保険特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源が不足したときには取り崩して充当するときに利用するもので、こちらの利子分です。

続いて事前配布資料のNo.1-5をご覧ください。

令和2年度末の最終的な介護給付費準備基金積立金額を示しております。今年度は4,344万9千円の積立、6,372万7千円の取り崩しを行い、差引2,027万8千円の赤字となり、残る積立金額は1億4,294万8千円です。

最後に各資料の説明です。

資料のNo.1-2は3月補正の予算書です。

資料のNo.1-3は介護保険特別会計の内訳及び予算現額を示したものです。

資料のNo.1-4は今回の3月補正で減額したお金がどの歳出に充当されているかをまとめた財源充当表です。

お時間のある時に要旨と併せてご確認いただければと思います。

3月補正についての説明は以上です。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。

柳田委員	基金取り崩し状況が赤字ということですが、今年度コロナウイルスによる歳出が抑えられているかと思いますが、取り崩す理由というものは何なのでしょうか。
松田主事	当初取り崩しについては、予算を調製した際に保険料収入見込みが不足する分について基金を取り崩して充当しております。12月の取り崩しについては、12月補正にて増額補正した給付費に必要となる財源を基金を取り崩して充当しております。地域支援事業等においては新型コロナウイルスの影響で事業を行わなかつたため減額をしておりますが、要介護の方が利用する訪問介護等の居宅サービスについては、認定率も上昇しており、利用者数も伸びているため、12月に増額補正を行いました。
菅野会長	他に質問がないようですので、採決を行います。 諮問事項1「令和2年度和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。
	（異議なし）
菅野会長	つづきまして、諮問事項2「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）」について事務局から説明をお願いします。
上原課長補佐	<p>まずは、第8期和光市長寿あんしんプランから説明させていただきます。 資料No.4をご覧ください。</p> <p>介護保険制度は、平成12年度に制度が創設されて既に20年以上経過し、サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢者の暮らしを支える制度として市民に定着しております。</p> <p>本市では平成12年度に「和光市高齢者保健福祉計画」に続き、平成15年度にはこれを大幅に見直した「和光市長寿あんしんプラン（和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）」を策定し、3年ごとにそれを改定して高齢者の保健・福祉にかかる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。本市では全国に先駆けて、平成15年から本格的に介護予防事業、平成18年度から地域密着型サービス等に取り組んだ結果、要介護・要支援認定者率が全国平均よりも低い水準を維持しております。</p> <p>今回の計画策定は、団塊の世代全てが75歳以上になる令和7年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）を見据え</p>

て、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とし、高齢者が出来る限り住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう医療や介護、介護予防、住まい、日常生活などの支援が地域で受けられる地域包括ケアシステムの構築・推進と住民一人ひとりの暮らしと生きがい、また、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指しております。

それでは、1ページをご覧ください。まず、これまでの計画策定の流れについて説明いたします。

策定会議はこれまで3回開催しており、1回目が令和2年7月17日、2回目が令和2年10月27日、3回目が令和2年12月24日で、3回目の策定会議において、素案が完成しております。その後、1月8日から1月28日までパブリックコメントを実施し、1団体から2つの意見をいただいております。

市民説明会については、国保のヘルスプランと併せて開催させていただきました。1月13日の14時30分から南エリアとして総合福祉会館で、同日18時30分からは北エリアとして坂下公民館、1月17日10時から中央エリアとして中央公民館で開催いたしました。参加者は総合福祉会館が3名、坂下公民館が0名、中央公民館が3名、合計6名の参加となりました。現在、コロナ禍ということもあり、前回よりも参加者が減少したと認識しております。

次のページをご覧ください。

国の基本指針では、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、第8期計画で充実する事項として以下の7点を挙げています。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ④ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

この充実する事項を受けて、市では、計画の課題を抽出し、第8期における基本目標及び基本方針を以下のとおり定めております。

＜基本目標＞

地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現

＜基本方針＞

- ① 2040年に向けて介護ニーズが急増することを見据えた元気高齢者を増やす介護予防拠点の充実及び介護予防・日常生活支援総合事業の効果を高める地域互助力の強化
- ② 認知症高齢者の全ての状態に対応するサービス提供基盤の整備と介護者（家

族)への支援の充実

③市民の生活の質（QOL）を高めるための介護予防と重度化防止の徹底及び全ての状態における疾病の重症化予防を含めた在宅医療・介護連携の強化

④地域共生社会の実現に向けた複合化・複雑化した生活課題解決のためのコミュニティケア会議や統合型地域包括支援センターによる包括的相談支援体制の強化

⑤若年層の職業体験などを通じた介護職に対する理解の促進・人材育成や潜在介護人材の活用による人材の確保及び介護職の待遇改善につながる取組みの強化 といったしました。

続きまして、4ページをご覧ください。和光市のコーホート変化率法による人口推計結果では、和光市全体では今後も毎年500人～600人程度の人口増加が続き、計画最終年度の令和5年の総人口は86,000人前後となり、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には86,900人前後、さらに団塊ジュニアが高齢者になる令和22年には93,000人前後に達するものと予測されています。

高齢者数は、当面毎年150～200人程度増加する見込みとなっていますが、年齢層別にみると、団塊の世代が今後75歳になることから75～84歳の増加が顕著で、令和3年から7年の4年間平均で毎年300人前後増加する一方、比較的若い65～74歳は、同期間平均で毎年250人前後減少する見込みです。

高齢化率については、令和2年に17.8%だったものが、令和7年には18.1%、その後令和12年に19.2%、さらに令和22年には22.5%まで上昇するとの推計結果になっております。

続いて、要介護（要支援）認定者数の推計では、人口推計結果と年齢階級別認定率から、将来の要介護認定者を推計しております。

令和5年度には約2,000人、団塊の世代が75歳以上になる令和7年に2,100人を超えた後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には2,700人を超えるとの試算結果となっております。

続いて、6ページをご覧ください。居宅・施設・地域密着型サービスの給付費割合と利用者数になります。

介護保険の利用者数、介護保険の給付費総額を見ると、認定者数と同様、増加基調が続いております。

サービス区分ごとに見ると、居宅サービス、地域密着型サービスは増加基調が続いておりますが、施設サービスでは、平成28年度から減少傾向が続いております。こちらは、介護療養型医療施設が令和5年度末でサービスが終了することに伴い徐々に減少している傾向がございます。

このような介護を取り巻く状況を踏まえ、第8期計画における具体的な施策内

容を「長寿あんしんプランのシステム構想」として、記載しております。

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進を導入部分の前段として記載し、第1節から第13節までの内容について取り組んでまいります。

この中で、第8期の新たな取り組みについては、新の印がございます4か所になりますので、こちらを説明いたします。

第5節、埼玉県ケアラー支援計画と連携したケアラー支援では、埼玉県において、全国に先駆けて令和2年3月に「ケアラー支援条例」が施行されたことを受け、介護や看護などを行うケアラーが自分を見失うことなく、また、社会から孤立することがないよう、誰もが安心して介護や看護ができる社会の実現に向けて、孤立防止に向けた相談体制の整備、総合的なケアラー支援、ケアラーに対する普及啓発に取り組んでまいります。

第6節、介護人材確保への取組みでは、急速な高齢化に伴う介護サービスの需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護サービスの担い手となる人材確保は、今後ますます厳しい状況が続くことが予想されます。

このため、介護人材の確保、働きやすい職場環境の整備、介護職のイメージアップに取り組んでまいります。

第10節、施設の災害及び感染症対策では、災害対策及び感染症対策では、日頃から介護事業所等と連携して訓練を実施することや平時からの事前準備が重要となります。近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、施設における災害及び感染症対策の体制整備を図ります。

第11節、保健事業と介護予防の一体的実施では、令和2年4月1日に「高齢者の医療の確保に関する法律等の改正法」が施行され、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が法制化されました。新たに、和光市では、「和光市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する基本方針」を策定し、高齢者の健康づくりから、疾病予防・重症化の予防まで取り組んでいきます。専門職(管理栄養士・歯科衛生士)による訪問指導や介護予防の通いの場における健康づくりを行ってまいります。

続いて、8ページをご覧ください。和光市長寿あんしんグランドデザインについて説明いたします。和光市では、日常生活圏域ニーズ調査などにより把握した地域ごとの高齢者の課題を踏まえ、サービス基盤を整えてきましたが、引き続き新たなニーズが見込まれる地区には、基盤整備を図っていきます。具体的には、介護老人福祉施設やグループホームの待機者対策として、第7期計画で未整備であった地域密着型介護老人福祉施設やグループホームの整備を引き続き計画に加え、介護予防拠点が整備されていない北エリアへ新たに施設を整備します。

続いて、9ページの第8期介護保険事業計画における保険料設定の内容について説明いたします。

まず、第1期から第7期の第1号保険基準月額の推移ですが、第1期が2,3

31円であり、その後徐々に増加し、第7期においては、4,598円となっております。

続いて、第8期計画における保険料の上昇原因については、後期高齢者人口増加に伴う要介護認定者数の自然増、高齢化進行による現要介護認定者の介護度悪化、介護報酬の地域区分の改定、介護報酬の改定、地域包括支援センター運営費の費用負担の変更がございます。

介護報酬の地域区分については、現状の5級地（10%加算）から4級地（12%加算）への改定となります。報酬改定は、改定率がプラス0.7%と国から通知が来ております。

続いて、地域包括支援センター運営費の費用負担の変更です。

まず、市の財政状況につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、市民生活や市内経済に深刻な影響を及ぼしており、市税収入も減収が見込まれております。令和3年度の和光市の財政状況が非常に厳しい状況となっております。内示の段階では、約18億円の財源不足が生じており、財政調整基金、いわゆる貯金の取り崩しで対応せざるを得ない状況となっております。現在の約17億の財政調整基金を取り崩しても基金残高が9千万円に満たないほど低水準になるため、非常に厳しい財政状況が見込まれております。このため、繰出金については、全般的な見直しが行われ、国保特別会計で1億円の減額、介護保険特別会計においても同額の1億円の減額となりました。これに伴い、これまで全額一般会計繰入金で負担していた地域包括支援センター運営費を特別会計で負担することとなり、保険料の上昇要因となっております。

減少要因については、介護予防等による要介護度の改善・維持及び一般高齢者の身体・生活機能の低下防止、地域包括ケアシステムによる居宅介護サービス（地域密着型サービス含む）の推進によるサービス費の適正化、基金の充当が挙げられます。基金については、令和2年度末で1億4千万の残高を見込んでおり、第8期については、1億円を投入した保険料設定となっております。

続いて、11ページの第8期保険料をご覧ください。

第8期の保険料基準月額は第7期基準月額の4,598円に対し、857円増額の5,455円となります。内訳について、法定負担分は4,763円です。このうち、地域区分を5級から4級へ変更することによる影響額が88円。介護報酬改定のプラス0.7%による影響額が31円です。続いて、和光市独自の上乗せ給付である、市町村特別給付分が311円。こちらは紙おむつ、配食、地域送迎の事業費になります。最後に、先ほど上昇要因で説明させていただいた地域包括支援センター運営費分については381円となっております。

13ページをご覧ください。第7期・第8期保険料比較表となります。保険料率および所得段階数は第7期のまま据え置きといたします。第5段階が保険料の基準額となります。年間では、65,460円となり、1人当たりの第7期との

差額は、10,290円となっております。被保険者数の多い、所得段階は、第1段階、第7段階、第4段階の順になっております。

第8期保険料の近隣市との比較ですが、12月時点での状況ですと、朝霞市が5,700円、新座市が5,214円、志木市が4,845円を見込んでおります。和光市の第8期から第7期との差額が一番大きくなっておりますが、先ほど説明した地域包括支援センター運営費分の381円の影響が大きいものとなります。また、和光市におきましては、市町村特別給付として311円が算出されているところですが、他市においては、基本的には市町村特別給付は行っておりませんので、その点を含めての保険料設定となっております。

松田主事

資料No.2をご覧ください。

和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について説明いたします。今の和光市長寿あんしんプランの話を受け、和光市介護保険条例の一部改正を行います。改正の内容についてですが、第8期介護保険事業計画の保険料の改定に基づき、介護保険料の改正を行います。第7条（5）が基準年額65,460円で、こちらが月額となると5,455円となります。

右欄に軽減措置後と記載がありますが、条例上は第7条（1）～（3）については改正後欄の額となります。国の公費がこちらに投入されるため、所得段階1～3段階の方々の保険料については、軽減措置後の金額となります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

基準所得金額の改正についてです。介護保険施行規則等の一部改正により、第1号被保険者の保険料設定における、令和3～5年度までの第7段階及び第8段階の上限となる基準所得金額をそれぞれ210万円、320万円と定められることに伴い、改正を行います。

続きまして、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除についてです。令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるとされたことに伴い、改正を行う。

最後に、個人所得課税の見直しについてです。平成30年度税制改正（令和3年度から適用）において、給与所得控除・公的年金控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることに伴い、改正を行います。これらの施行期日については、令和3年4月1日となっております。

小林主査

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に併せた和光市条例の一部改正についてご説明いたします。

資料 No. 2 の 3 ページをご覧ください。

この度、厚生労働省が示した基準の一部改正は、「新型コロナを含む感染症や災害への対応」、「自立支援・重度化防止」、「介護人材確保」や「業務効率化の推進」などの観点から、サービスごとに基準を見直し、新たな取組を求める内容となっています。

改正の趣旨は掲載のとおりですが、3 年に 1 度行われる介護報酬改定に併せた基準の改正となります。国の基準が一部改正されることにより、一部改正の対象となる市の条例は、4 つとなります。

対象となる条例として挙げさせていただきました、「和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、「和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」です。

「2 改正の内容」部分では、サービス系統別、各サービスに係る基準の見直しと、全サービスに共通する見直しの順で示しております。

まず初めに、全サービス共通部分について、ご説明いたします。

資料 9 ページの「7 全サービス共通」をご覧ください。

介護保険のサービスを含む、社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものです。十分な感染防止対策や災害対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要となります。この度の基準等の一部改正におきまして、全サービスを対象に「感染症対策の強化」「業務継続に向けた取組の強化」「会議や多職種連携における ICT の活用」などが、利用者に対して必要な各種サービスの継続的提供に資する部分となっております。

この他の全サービスが対象となる基準等の改正には、「ハラスマント対策の強化」「利用者への説明・同意等に係る見直し」「記録の保存等に係る見直し」「高齢者虐待防止の推進」などがあります。こちらは全サービス共通の見直しとなりますので、市の 4 つの条例すべての一部改正に関わるものとなります。

次に、それぞれの条例別にご説明いたします。

まず、市地域密着型条例と市地域密着型予防条例の一部改正に係る部分から説明いたします。

資料 4 ページをご覧ください。サービス系統順、サービス種類ごとに説明します。

「1 訪問系サービス」に該当する夜間対応型訪問介護につきましては、オペレ

ーターの配置基準等の緩和、訪問系サービス共通として、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保に係る一部改正となっています。

「2 通所系サービス」に該当する介護予防を含む認知症対応型通所介護につきましては管理者の配置基準の緩和。地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護が対象となる「通所系サービス共通」として、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務付けに係る一部改正となっています。

「3 多機能系サービス」に該当する介護予防を含む小規模多機能型居宅介護につきましては、人員配置基準の見直し、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護が対象となる「多機能系サービス共通」として、認知症介護基礎研修の受講の義務付けに係る一部改正となっております。資料には、(2) 多機能系サービス共通に、四角で囲った「①過疎地域等におけるサービス提供の確保」を掲載してしまいましたが、こちらの基準につきましては、国の標準基準となっており、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとされています。今回、「過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情において」という前提がありましたので、当市は該当しないとの判断をいたしました。従いまして、こちら「①過疎地域等におけるサービス提供の確保」につきましては、今回の条例の一部改正には含まれておりません。大変失礼いたしました。

次に「5 居住系サービス」の説明をいたします。地域密着型特定施設につきまして、地域と連携した災害への対応の強化に係る一部改正となっております。介護予防を含む認知症対応型共同生活介護について、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保と記載がありますが、下線の太字で書かせていただいておりますが、当市では、条例制定当初より認知症対応型共同生活介護におけるユニットを3以下と定めており、今回の一部改正には該当いたしません。

認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画作成担当者の配置基準の緩和、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護が対象となる「居住系サービス共通」といたしまして、認知症介護基礎研修の受講の義務付けに係る一部改正となっています。

続きまして、「6 施設系サービス」に該当する地域密着型老人福祉施設につきまして、地域密着型介護老人福祉施設の人員配置の見直し、介護保険施設の人員配置基準の見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、口腔衛生管理の強化、栄養ケア・マネジメントの充実、個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直しに係る一部改正となっています。

次に、市居宅介護支援条例の一部改正に係る部分を説明いたします。

資料は戻りまして、6ページの「4 居宅介護支援」となります。

	<p>居宅介護支援事業所における基準の見直しとして、質の高いケアマネジメントの推進、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応となっています。</p> <p>今回の条例改正の施行期日は、令和3年4月1日となります。こちらの生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応につきましては、令和3年10月1日から施行となります。</p> <p>最後に、市介護予防支援条例の一部改正の内容ですが、冒頭にご説明いたしました全サービス共通の項目が一部改正の内容となります。</p> <p>以上で、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に併せた和光市条例の一部改正について」の説明を終わります。</p>
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
山口委員	この改正に伴い事業者に向けた説明会はあるのでしょうか。また、居宅介護支援について「質の高いケアマネジメントの推進」とありますが、和光市において減算されている介護事業所はあるのでしょうか。
上原課長補佐	事業者への説明会については、この条例改正だけでなく、第8期長寿あんしんプランの策定により様々な制度の変更もありますので、事業者連絡会を開催し周知したいと考えております。通常であれば、一堂に会しての説明会を開催しておりますが、コロナ禍の状況ですので、youtube等web配信やオンライン会議などの形となる可能性がありますが、いずれにせよ周知は進めさせていただきます。
小林主査	2つ目の質問の減算されている事業所についてですが、現在、和光市において減算されている事業所はございません。
藤井委員	資料No.4の基本目標についてQOLとは何の略でしょうか。
菅野会長	Quality of Lifeの略となります。
大西委員	先日、自治会でアンケートが回ってきました。空き家を利用した認知症グー

上原課長補佐	ホームの設置に反対するというアンケートでした。市ではこうしたことを探しているのでしょうか。 市の計画で認証グループホームの設置計画はありますが、実際に事業者から設置したいという相談は来ていないため、把握はしておりません。
菅野会長	空き家を利用となると狭いので高齢者の方のADL低下などの弊害もありますし、設置計画についてきちんと説明した上でのアンケートでないのであれば、反対せざるを得ないので問題だと思います。そうであれば指導が必要かと思いますので調べていただいた方が良いかもしれません。
田中課長	初めて聞きましたので、個人の方またはどこの事業者、団体がアンケート調査しているのか把握しておりません。行政が関わっているものなのか等、どういった状況なのかを調査したいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。
松根委員	認知症介護基礎研修とは具体的にどういったものでしょうか。
小林主査	認知症介護に携わる地域密着型のサービス事業者の方々が受講する基礎となる研修です。埼玉県や過年度においては和光市でも実施をしておりました。認知症への正しい理解のために受けていただく研修です。通常、3時間の講義と3時間のグループワークからなっている基礎研修です。
松根委員	今後も市で実施していくのでしょうか。
小林主査	平成28年度～31年度までは市で実施しておりましたが、なかなか受講者が集まらず、今年度は実施しておりません。今後、受講が義務付けとなっておりますので、今後は受講者が増加すると考えております。
菅野会長	受講が義務付けということですが、無料で受講できるのでしょうか。

小林主査	当市で実施した際は無料で受講していただいておりました。埼玉県主催の研修については教材費のみ発生していたかと思います。
藤井委員	認知症について他人事だと思っていたが、母親が認知症になって初めてこんなに大変なことなんだと身に染みて感じました。誰でもなる可能性があると思いますが、子どもたちに対する認知症教育などの機会はあるのでしょうか。
堀江統括主査	幼少期からの認知症教育や健康教育というものは大切なことだと思っております。介護保険で言うと、認知症サポーターの養成講座があり、毎年、中学校で認知症講座を開催しております。今回、第8期計画にも養成講座の開催を計画的に実施することを記載しております。
大西委員	保健センターでは「withコロナ時代のソーシャルキャピタル」という会議を開催しているようですが、自治会の加入者が減少している現状がある中で、どのように住民協働と結び付けて長寿あんしんプランを結びつけていくことを考えているのでしょうか。
菅野会長	自治会との活動と長寿あんしんプランとの関係をどうしていくかということでおろしいでしょうか。 自治会の参加が少ないということは、自治会を抜きに考えていくしかないと思います。
森谷課長補佐	withコロナ時代のソーシャルキャピタルについてですが、こちらは保健センターが主催しており、ヘルスサポーターに参加していただいております。 コロナ時代で自治会の活動を含め、地域の方が活動するにはどのようなところに注意する必要があるか、どのような活動が地域の方の健康的な生活に寄与できるのかを考え、ボトムアップによる施策を展開するために開催しているものになります。こちらは自治会単位で実施しているものではありませんが、ヘルスサポーターの中では自治会に所属していただいている方もいらっしゃるかと思います。
大西委員	地域の方の健康ということは、対象者は高齢者に限らないのでしょうか。

森谷課長補佐	高齢者だけに限らず、全年齢の市民を対象に開催しているものです。
大西委員	分かりました。もうひとつ、グランドデザインを見ると、駅の北と南で設備の数が違う。北側が少ないがこのままで良いのでしょうか。
上原課長補佐	グランドデザインは南・中央・北エリアと日常生活圏域を3つに分けております。委員ご指摘のとおり、北側に比べて南側に施設が多いですが、これは南側に団地や大型マンションが多くあるためです。今後は北側でも介護予防拠点やグループホーム、地域密着型介護老人福祉施設を整備していく予定です。
菅野会長	それでは、採決を行います。 諮問事項2「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。
	（異議なし）
菅野会長	つづきまして、諮問事項3「令和3年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）」について事務局から説明をお願いします。
田中課長	それでは資料No.3-1、No.3-4、No.3-5を用いて、令和3年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）をご説明いたします。 まずは資料No.3-1の1ページをお開きください。先ほど説明させていただきました、第8期長寿あんしんプランの基本目標である「地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現」を踏まえ、これまで和光市で推進してきた複合化・複雑化した生活課題解決の解決のためのコミュニティケア会議や統合型地域包括支援センターによる包括的相談支援の強化や、認知症高齢者のすべての状態に対応するサービス提供基盤の整備及び家族を含む介護者への支援の充実等を見据えた予算を編成しております。 令和3年度の新規事業として、認知症地域支援・ケア向上事業を実施いたします。これは、認知症高齢者の意思を尊重し、これまでどおり地域で暮らし続けるための環境構築を目指すものです。初年度として、認知症地域支援推進会議を設

置し、認知症地域支援推進員や医療機関等と連携し、認知症ガイドブックの作成や普及啓発活動を行ってまいります。

また、令和3年度の変更点として、介護人材の確保を見据え、介護報酬の改定を行います。これまで5級地であった地域区分を4級地へ変更し、介護報酬が2%上昇することで、介護職員の待遇改善を強化し、定着を目指します。

それでは、2ページをご覧ください。歳出の説明をいたします。令和3年度当初予算の歳出は、事業計画で推計したサービスの供給量に、介護療養病床の転換に伴う追加的需要を考慮し、必要量を推計しています。

また、令和3年度に制度改正が行われる高額介護サービス等給付費及び特定入所者介護サービス等給付費については、財政影響額を調整し、予算計上しております。

次に歳入の構成は、保険給付費に充当される介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び基金繰入金、そして一般会計からの繰入金となっています。歳入の27%を占める介護保険料は、第8期基準月額5,455円とし、被保険者の増加率1.4%を反映したものとしております。歳出の見込みに連動する形で推計される国・県等の交付金及び補助金は構成割合が57.4%となっています。その他、保険給付費、各種事業費及び事務費に充当するため歳入予算の15.6%にあたる部分を一般会計や介護給付費準備基金からの繰入金を計上し、予算全体を調製しております。

予算規模としては、令和3年度の予算額は40億1,978万円で、令和2年度当初予算と比較し9.7%の増加となっております。

3ページをご覧ください。

令和3年度の年間被保険者数は平均で15,197人を見込んでおり、令和2年度と比較しますと209人、1.4%の増加となっています。内訳は、65歳から74歳までの前期高齢者が7,787人で前年度の7,832人より0.6%の減少、75歳以上の後期高齢者が7,410人で前年度の7,156人より3.5%の増加となり、後期高齢者の伸びが前期高齢者の伸びに比較して大きい状況が続いております。

また、被保険者数に対する前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者が51.2%、後期高齢者が48.8%で割合の差がますますなくなると予測されます。高齢化率は17.9%となり、昨年度と比較し大きな変化はありませんが、高齢者の数は年々増加しております。

続いて、4ページの歳入の内訳についてご説明します。

歳入の主なものとして、介護保険料を10億8,618万1千円と予定しております。国庫支出金7億9,142万1千円、支払基金交付金9億9,340万6千円、県支出金5億2,347万7千円、一般会計繰入金6億2,502万4千円となっております。国庫支出金のうち、保険者機能強化推進交付金について、和光市では令和元年度

は、得点率 85.8% で県内 1 位、全国 58 位でしたが、令和 2 年度は新たに介護保険保険者努力支援交付金も追加され、令和 2 年度指標での得点率は強化推進交付金が 73.8%、努力支援交付金は 68.7%、県内順位はそれぞれ 4 位と 6 位、全国順位は 99 位と 133 位でした。

得点率が低かったのは認知症関連の指標ですが、これは冒頭申し上げた令和 3 年度からの新規事業である認知症地域支援・ケア向上事業の実施により改善を見込んでおります。

続いて、5 ページの歳出の内訳について説明いたします。科目 1. 総務費として 5,744 万 7 千円を計上しています。内訳については右の欄の説明をご覧ください。科目 2. 保険給付費ですが、総額は 35 億 2,077 万 3 千円で、内訳は、介護等サービス諸費として 32 億 6,098 万円、介護予防サービス等諸費として 7,285 万 4 千円、その他諸費として 245 万 8 千円、高額介護等サービス諸費として 1 億 2,182 万 7 千円、特定入所者介護サービス等費として 6,265 万 4 千円を計上しております。科目 4. 市町村特別給付費については、紙おむつ等サービス費、地域送迎サービス費、食の自立・栄養改善サービス費として、合計 6,648 万 9 千円、科目 5. 地域支援事業費については、3 億 5,718 万 2 千円を計上しています。さきほど説明がありましたと、昨年度まで総務費として計上していた各地域包括支援センターへの委託料については、一般会計繰入金が削減されたため、地域支援事業費へ移行しております。科目 6. 利用者負担額軽減制度事業費については、97 万円、また、科目 7. 保険福祉事業費として 1,511 万 2 千円を計上しています。下記のその他は、予備費や第 1 号被保険者還付金等の積み上げとなっております。

次に資料 No.3-4 令和 3 年度和光市介護保険特別会計国庫負担金等積算根拠をご覧ください。

先ほど歳入についてご説明させていただいた細かい内訳となっています。居宅と施設に分け、対象経費に、国・県からの交付金の法定負担割合を掛けて金額を算出しています。右側のページの円グラフで負担金の構成割合をお示ししています。このような割合で、国・県、支払基金からの交付と一般会計からの繰入を受け、残りは一般財源となる保険料により給付をまかなっております。

次のページは地域支援事業についてです。給付費と同様に国庫負担金、県負担金があり、それぞれの割合が決まっています。

資料 No. 3-5 をご覧ください。

こちらは介護給付費準備基金積立及び取り崩しの状況です。当初積立は科目設定のための 1,000 円です。当初取崩しの 504 万 4 千円は歳入が不足する分を介護給付費準備基金積立金から繰り入れるものとなっております。

最後に、各資料の説明です。

資料 No. 3-2 は、歳入・歳出の内訳、資料 No.3-3 は、給付の内訳となっております。後ほどご覧いただければと思います。

令和3年度和光市介護保険特別会計当初予算(案)の説明は以上です。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願ひします。

(質問なし)

菅野会長

それでは、採決を行います。

諮問事項2 「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、これで令和2年度第3回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《閉会》

議事録署名人

印

印